

令和 7 年度の消費者行政

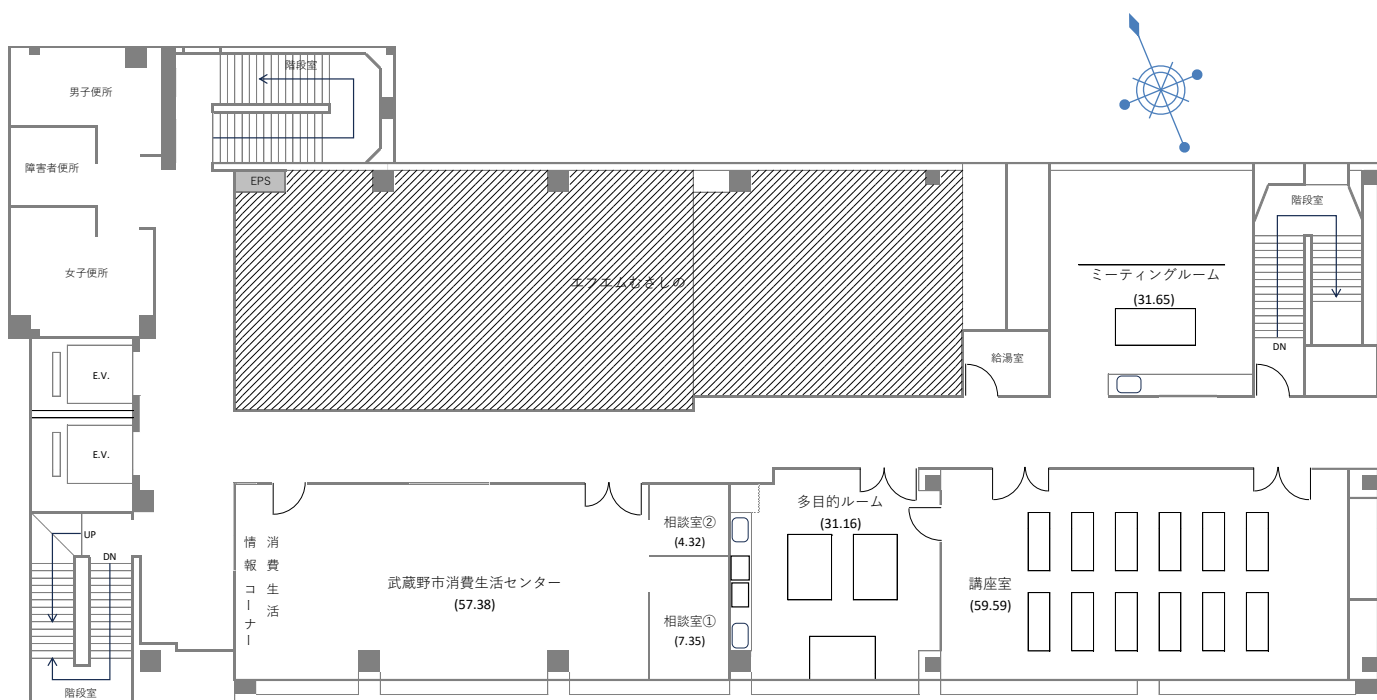
武 蔵 野 市

目 次

I. 施設の案内	1
II. 沿革	2
III. 組織	3
IV. 事業の概要	4
1 消費生活講座	4
2 児童・生徒教室[夏休み親子教室]	5
3 消費生活相談員による消費者被害の未然防止啓発講座等（出前講座）	5
4 くらしフェスタむさしの 2025（第 47 回武蔵野市消費生活展）	6
5 消費者団体支援	7
6 むさしの消費者スクール	7
7 刊行物等の発行	8
8 施設等の利用状況	10
V. 消費生活相談の概要	11
1 相談の受付状況	11
2 商品・役務（サービス）分類別及び相談内容別の相談件数	14
3 契約購入金額	18
4 処理結果及び救済金額等	18
5 消費者安全法に基づく重大事故等の通知件数	19
—資料—	
武蔵野市消費生活センター条例	21
武蔵野市消費者ルーム管理運営規則	23
武蔵野市消費者団体登録要綱	25
武蔵野市消費者団体事業助成金交付要綱	27
武蔵野市消費者スクール実施要綱	28
武蔵野市消費者安全確保地域協議会設置要綱	29

I. 施設の案内

- 1 名 称 武蔵野市消費生活センター
- 2 所 在 地 〒180-0004
武蔵野市吉祥寺本町1丁目10番7号
武蔵野商工会館3階
電話 0422-21-2972 (代 表)
0422-21-2971 (相談専用)
Fax 0422-51-5535
- 3 開設年月日 昭和59年5月1日
(平成13年6月4日 現在地に移転)
- 4 施設の規模 総面積 191.45 m²



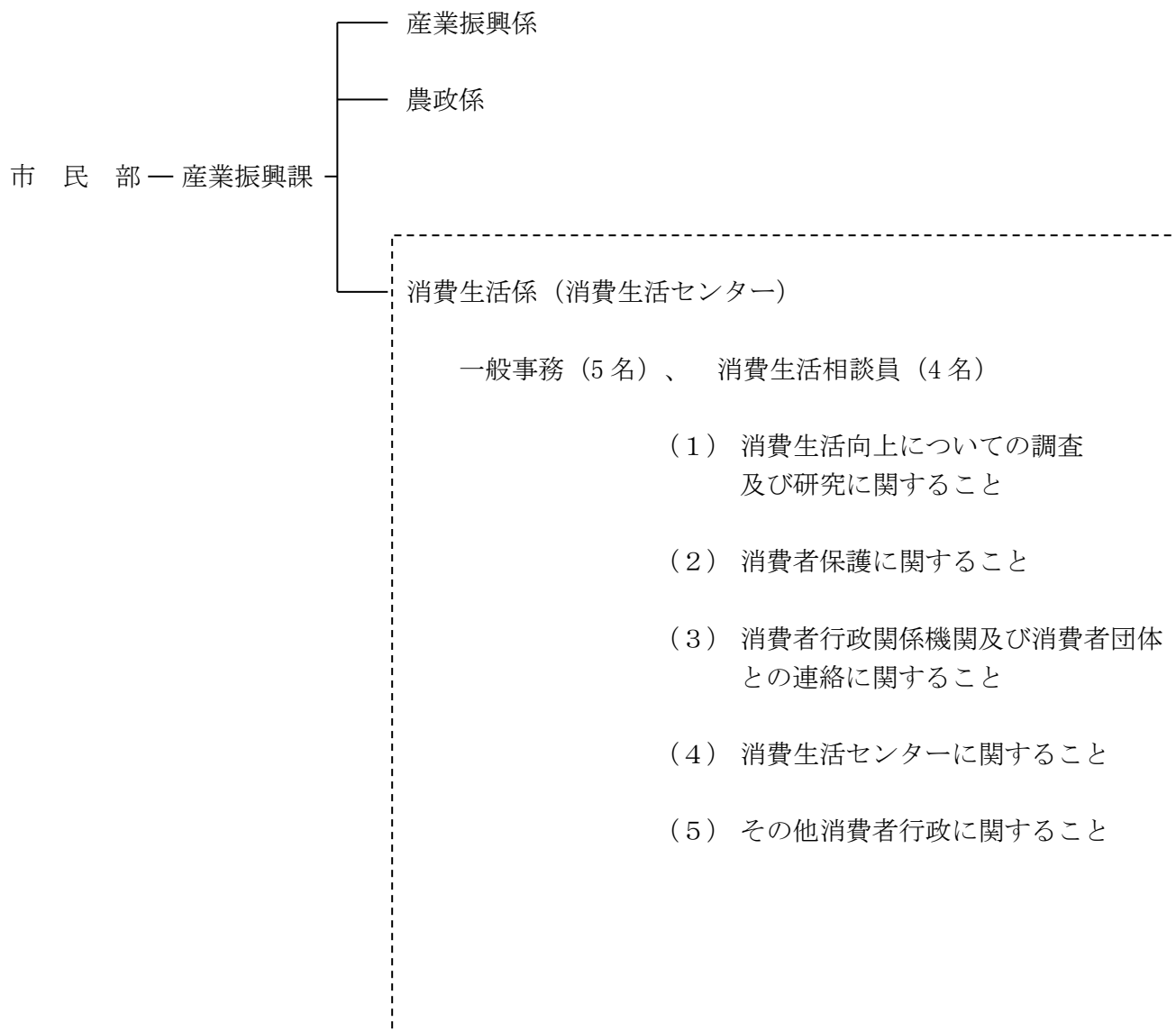
- 5 開 館 時 間 平日 午前8時30分～午後5時
- 6 休 館 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- 7 相談受付時間 平日 午前9時～午後4時

Ⅱ．沿 革

昭和48年12月15日	武蔵野市消費者運動連絡会、結成
49年 2月11日	物価対策本部を設置
49年 2月15日	物価対策連絡会議を設置
49年10月24日	第1回生活用品交換会を商工会館ホールにおいて開催
54年10月16/17日	第1回消費生活展を吉祥寺ロンロン東地下街において開催
56年 4月	機構改革により消費生活担当（係相当）を設置
56年11月22日	第1回むさしの青空市をむさしの市民公園において開催
59年 5月 1日	武蔵野市消費者ルームを吉祥寺駅北口岩崎吉祥寺ビル6階に開設
59年 5月18日	武蔵野市消費者運動連絡会定例会を消費者ルームにて開催 （以後、毎月第3金曜日に開催）
59年 6月 20日	第1回消費者講座を消費者ルームで開催
59年 8月 7日	武蔵野市消費者モニター制度開始
62年 3月29日	悪質商法追放街頭キャンペーンを実施（吉祥寺サンロード商店街入り口）
62年 8月 5日	第1回消費者教育夏休み一日教室を市内小中学校教職員を対象に開催
平成 5年12月 1日	東京都消費者生活相談情報オンラインシステム(MECONIS)を導入
5年12月15日	武蔵野市消費者運動連絡会 20周年記念式典を開催
6年 4月 5日	組織改正により、市民部生活文化課市民相談係（消費生活担当）へ変更。同時に米穀事務及び公衆浴場対策を市民部商工経済課へ移管
10年 6月20日	生活用品交換会を廃止し、第1回生活用品リサイクル市を東急百貨店吉祥寺店 ル・スクワールにて開催
12年11月12日	第20回記念むさしの青空市をむさしの市民公園で開催
13年 6月 4日	武蔵野市立武蔵野商工会館3階に移転、消費者行政の充実を図る
14年 4月 1日	組織改正により、環境生活部生活経済課消費生活係へ変更
15年 4月 1日	武蔵野市消費者ルームから武蔵野市消費生活センターへ名称変更
15年12月13日	武蔵野市消費者運動連絡会 30周年記念式典を開催
19年 4月	消費者モニター制度を「むさしの消費者スクール」へ変更
20年10月	第30回武蔵野市消費生活展「くらしフェスタむさしの」を開催
21年 3月 5日	「むさしの修理市」を廃止（担い手不在のため）
22年11月 7日	第30回記念むさしの青空市をむさしの市民公園で開催
23年11月13日	第31回むさしの青空市において東日本大震災復興支援の募金活動を実施
24年10月 1日	組織改正により、市民部生活経済課消費生活係へ変更
25年 2月 8日	武蔵野市消費者スクール実施要綱制定
25年 4月 1日	武蔵野市緊急市民生活防衛条例、廃止
25年 4月 1日	武蔵野市物価対策本部規定、廃止
25年12月17日	武蔵野市消費者運動連絡会 40周年記念式典を開催
28年 4月 1日	武蔵野市消費生活センター条例制定
28年 4月 1日	武蔵野市消費者ルーム管理運営規則制定
令和 2年 3月19日	悪質商法被害防止街頭キャンペーン中止（＊）
2年 4月 1日	組織改正により、市民部産業振興課消費生活係へ変更
2年 9月25/26日	くらしフェスタむさしの2020中止（＊）
2年11月 8日	第40回むさしの青空市中止（＊）
3年 3月19日	悪質商法被害防止街頭キャンペーン中止（＊）
3年11月14日	第40回むさしの青空市中止（＊）
4年 3月18日	悪質商法被害防止街頭キャンペーン中止（＊）
4年 3月	むさしの青空市のあり方検討委員会の検討結果をふまえて、むさしの青空市は第39回（令和元年11月10日開催）で終了
5年 3月17日	啓発方法見直しのため悪質商法被害防止街頭キャンペーン終了
7年 4月 1日	武蔵野市消費者安全確保地域協議会設置要綱制定

（＊）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

Ⅲ. 組 織



IV. 事業の概要（令和7年度）

～安全で豊かな消費生活をするための施策～

1 消費生活講座

開催日	テーマ	講師	場所	受講人数 (人)
				募集人数 (人)
R7.5.22	世界に一つの手作り味噌 ～味噌を仕込んでみよう～	マルコメ(株) 須田 信広	武蔵野商工会館 市民会議室	20
				20
R7.6.19	プラなし博士 海洋プラスチック汚染を語る	国立研究開発法人海洋研究開発機構主任研究員 中嶋 亮太	武蔵野商工会館 市民会議室	42
				60
R7.7.10	【消費者スクール合同開催】 腸活セミナー ～腸活でこころをすこやかに～	キッコーマンこころダイニング(株) 茶谷 良和	武蔵野商工会館 市民会議室	74
				40
R7.9.11	【消費者スクール合同開催】 うま味の魅力 ～味わうことの大切さ～	NPO 法人うま味インフォメーションセンター 木戸 妥恵	武蔵野商工会館 市民会議室	48
				40
R7.10.23	狭いを味方に！ムダなく整う片づけの基本	整理収納アドバイザー 中山 真由美	武蔵野商工会館 市民会議室	55
				40
R7.11.13	【消費者スクール合同開催】 米粉とみりんで脱小麦粉&砂糖	(株)米粉とみりん代表 設楽 賀奈子	武蔵野商工会館 市民会議室	76
				40
R7.12.11	【消費者スクール合同開催】 その健康食品あなたに必要ですか？ ～食品表示から読み解き考える～	一般社団法人 Food Communication Compass 森田 満樹	武蔵野商工会館 市民会議室	50
				40
R7.12.24	もうすぐ新年！プロの技でお雑煮を作ろう～関東風・関西風食べ比べ～	吉祥寺二葉栄養調理専門職学校 調理師科 杉浦 良	吉祥寺二葉栄養調理専門職学校	20
				24
R8.1.15	【消費者スクール合同開催】 おいしい！そして健康に ～発酵食品が育む免疫効果～	東京農業大学教授 前橋 健二	武蔵野商工会館 市民会議室	89
				40
R8.2.12	【消費者スクール合同開催】 あなたの未来は”たんぱく質”で変わる	日本ハム(株) 長田 昌之	武蔵野商工会館 市民会議室	74
				40
R8.3.7	「AI に負けない力」の育て方	一般社団法人 日本メディアリテラシー協会代表理事 寺島 絵里花	武蔵野商工会館 市民会議室	35
				60



7月 腸活セミナー



1月 発酵食品が育む免疫効果

2 児童・生徒教室[夏休み親子教室]

開催日	テ ー マ	講 師	場 所	受講人数 (人)
				募集人数 (人)
R7. 7. 24	ミツバチの不思議&みつろう ラップ作り	吉祥寺ハニカムプロジェクト 金子 裕輝	武蔵野商工会館 消費生活センター 講座室	15
				20
R7. 8. 7	国産小麦を使った手打ちうどん作り	さつきクラブ代表 西上原 節子	武蔵野商工会館 消費生活センター 講座室ほか	26
				26



ミツバチの不思議&
みつろうラップ作り



手打ちうどん作り

3 消費生活相談員による消費者被害の未然防止啓発講座等（出前講座）

開催日	テ ー マ	対 象	場 所	受講人数 (人)
R7. 6. 24	高齢者の消費生活トラブルを防ぐために	武蔵野赤十字奉仕団分団員	境南コミュニティセンタ ー	20
R7. 9. 12	ひとり暮らしでも安心して暮らし続けられる街を目指してVol.2～高齢者の消費生活トラブルを防ぐ 境南町高齢者を見守るためには～	ケアマネジャー、民生委員、赤十字奉仕団等地域の見守り・支援者	武蔵野プレイスA・B会議室	35
R7. 10. 10	消費者被害の実態と被害防止と見守り	生活支援員養成講座受講者	かたらいの道市民スペース	6
R7. 11. 7	高齢者を狙う悪質業者の「手口と対処法」	東町4丁目アパート住人	都営吉祥寺東町4丁目アパート集会所	16
R8. 2. 9	高齢者を狙う悪質業者の最近の手口と対処法	こぶしの会会員	中央コミュニティセンタ ー	18
R8. 3. 2	消費者被害未然防止	境南町4丁目居住の一般市民	境南コミュニティセンタ ー	20
R8. 3. 4	高齢者を狙う悪質商法にあわない為には	80歳～90歳 一人暮らしの高齢者	テンミリオンハウスきんもくせい	13
R8. 3. 5	消費者被害未然防止	境南町在住 65歳～90歳代女性	シルバーシティ武蔵境8階ラウンジ	15
R8. 3. 6	武蔵野市の消費者相談についてー消費者被害の実態は？	武蔵野市消費者運動連絡会メンバー	消費生活センター講座室	6
R8. 3. 26	高齢者の消費者被害をなくすために	境南町居住の一般市民	境南コミュニティセンタ ー	30

4 くらしフェスタむさしの 2025 （第 47 回武蔵野市消費生活展）

「かわる時代 かわる暮らし～安心・安全・豊かな暮らしを！～」をテーマに、食・くらしの安全や環境問題などについて、市民団体が活動の成果を発表した。武蔵野プレイスでパネル展示、展示内容発表会、体験教室、公開講座を実施した。また、二次展示を市役所 1 階ロビーで実施した。

- 開催日時 10 月 3 日（金）午前 10 時～10 月 4 日（土）午後 3 時まで
- 会 場 武蔵野プレイス 1 階ギャラリー
- 参加団体 6 団体
- 主 催 くらしフェスタむさしの 2025 実行委員会

[展示内容]

団体名	テーマ
新日本婦人の会 武蔵野支部	食料自給率向上のためにも消費者も行動を 2
コープみらい 地域クラブ 武蔵野のんちゃんクラブ	ようこそ コープぼうさい塾へ
NPO 法人 市民まちづくり会議・むさしの	森の若返りで生き物が元気になった！
武蔵野市消費者運動連絡会	くらしの中の私たちの困りごと
さつきクラブ	「米の流通」の真実
地域サロン「ぷらっと」	終活互助～その 5 葬儀・墓守編～
くらしフェスタむさしの 2025 実行委員会	強引に勧められる住宅のリースバック契約にご注意！

[公開講座]

開催日	テーマ	講師
10 月 4 日（土）	健康食品でほんとうに健康になれるの？	畹山 智香子 （薬学博士・国立医薬品食品衛生研究所客員研究員）

[体験教室]

開催日	内容	講師
10 月 3 日（金） 10 月 4 日（土）	お～おきな折り紙を折ってみよう 飲み物の糖分を調べてみよう	くらしフェスタ実行委員会 2025



公開講座



団体発表



体験教室（折り紙）

＜二次展示＞

- 開催日時 令和8年1月30日（金）～2月6日（金）
- 会 場 市役所ロビー
- 参加団体 6団体

5 消費者団体支援

（１）武蔵野市消費者運動連絡会

昭和48年12月15日に市内消費者団体による連絡組織として結成された。

参加は5団体（令和7年4月現在）、毎月1回定例会を消費生活センターで開催し、食の安全、環境問題、経済問題等について学習する他、参加団体相互の情報交換・交流を図っている。また、市消費者関連事業に協力している。

（２）消費者団体への助成

登録団体へ講座室等施設の貸出を行っている他、団体が企画する講座や見学会についての講師謝礼金や貸切バス利用等の補助を行っている。登録団体は7団体（令和7年4月現在）となっている。

[消費者団体主催講座]

開催日	主催団体	内 容	場 所
R8.2.17	さつきクラブ	チーズ講座 チーズの歴史と現状	消費生活センター 講座室
R8.3.13	武蔵野市消費者運動連絡会	武蔵野市消費者運動連絡会講座 災害時一番の困りごと～トイレを考える～	消費生活センター 講座室

6 むさしの消費者スクール

安全・安心で豊かな消費生活を実現する賢い消費者の養成講座として、令和7年度は「食から考える私たちのみらい SDGs な食卓をめざして」をテーマに、年間受講生を対象とした講座を実施した。

受講生 40名

開催日	内容	講師	開催場所
R7.5.8	オリエンテーション 講座 食料自給率と食糧危機	石丸 亜矢子 （一般社団法人循環型経済 研究所 代表理事）	商工会館4階 市民会議室
R7.6.12	農家見学	大坂 新一 （市内農業者）	パープルファーム 武蔵野
R7.7.10	「1 消費生活講座等」にて合同開催回として既出		
R7.9.11	「1 消費生活講座等」にて合同開催回として既出		
R7.11.13	「2 消費生活講座等」にて合同開催回として既出		

開催日	内容	講師	開催場所
R7.12.11	「1 消費生活講座等」にて合同開催回として既出		
R8.1.15	「1 消費生活講座等」にて合同開催回として既出		
R8.2.12	「1 消費生活講座等」にて合同開催回として既出		
R8.3.12	講座 体にやさしい“食”を考えるー1年のまとめと明日からの実践	石丸 亜矢子 (一般社団法人循環型経済研究所 代表理事)	商工会館4階 市民会議室



5月 食料自給率と食料危機



6月 農家見学

7 刊行物等の発行

名 称	区 分	主 な 配 布 先	部数(部)
高齢者の悪質商法被害 ひとりひとりがきをつけナイト 街のみんなでみまもらナイト	リーフレット	市関連施設等、老人クラブ、一般市民等	0(※)
「この話、いいかも！」と思ったあなた、いいカモです。(若者向け)	リーフレット	消費生活講座、市内大学で配布	0(※)
令和6年度の消費者行政	冊 子	庁内及び都内消費者行政関係機関等	300
くらしフェスタむさしの2025 第47回武蔵野市消費生活展	冊 子	市内施設来場者、都内消費者行政関係機関等	300
2026年版 くらしの豆知識	冊子	市関連施設、福祉関係機関、市内中・高。大学等、一般市民	800
消費者被害防止ステッカー	ステッカー	一般市民	10,000

※令和5年度に複数年度分をまとめて購入しているため、令和7年度の購入実績はゼロとなっている。


武蔵野市 消費者被害防止ステッカー

みんなで貼って、見える意思表示
まちぐるみで犯罪・消費者被害をなくそう


訪問販売お断りします
まちぐるみで消費者被害をなくそう


訪問販売お断りします
まちぐるみで消費者被害をなくそう

チラシ投函お断り
まちぐるみで消費者被害をなくそう


インターネットを
覗きまなないで
ください


訪問販売
お断りします


チラシ
投函
お断り


防犯カメラ
録画します

【家の外に貼る】



**防犯カメラ
録画します**

悪質業者は
110番通報します



訪問販売お断りします

このステッカーを無視して訪問販売を行う場合は
東京都消費生活条例第29条違反となります

ウラもみてね



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤヤン

【家の中に貼る】

お金の話が
出たら
すぐに切る!!

お断り
します
必要ない
です

お金の話が
出たら
一度切って相談

武蔵野市消費生活センター
☎ 0422(21)2971

消費者ホットライン
☎ 188 (いやや)

★消費に関する疑問・トラブルは、消費者ホットライン 局番なしの188番(いやや)まで

＜オモテ＞

消費者被害防止ステッカー

(令和7年度から作成・配布開始)

悪質商法による被害を地域からなくそう！

支払ってしまったお金は簡単に取り戻せません！

訪問販売や電話勧誘販売などはクーリング・オフ（契約解除）ができる場合がありますが、通信販売やインターネットなどの通信回線契約はクーリング・オフの適用がありません。

「無料」「お試し」などの言葉につられないようにしましょう。

「何かおかしい…」と思った時は、まず相談を！

事業者の話をうのみにせず、「話がうますぎる」「説明をごまかされている気がする」などと感じたら、契約や支払いをせずに、消費生活センターや身近な人に相談するようにしましょう。

武蔵野市消費生活センター 0422-21-2971 月～金（平日）9時～16時

市内の消費者相談件数 令和6(2024)年度のトップ3は！

20歳代以下	30～50歳代	60歳代以上
1 医療	1 レンタル・リース・貸借	1 役務その他
2 レンタル・リース・貸借	2 役務その他	2 商品一般
3 理美容	3 商品一般	3 工事・建築・加工

※役務その他…給湯器の更新の勧誘、占いサイト、有料相談サービスなど
※商品一般…クレジットカード会社からの迷惑メール、不正請求メールなど

ステッカーの使い方



【家の外に貼る】のステッカーは、ドアホンやポストに貼ってね。【家の中に貼る】のステッカーは、固定電話やインターホンのそばなど、目にとまりやすい場所に貼るのがおすすめです。

消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤヤン

発行 武蔵野市消費生活センター

＜ウラ＞

8 施設等の利用状況

月	会議室使用件数			図書等貸出件数	
	消費者団体	市等	計	人数	冊数
4 月	6	25	31	2	3
5 月	8	46	54	3	4
6 月	2	34	36	1	1
7 月	6	78	84	2	5
8 月	11	35	46	1	1
9 月	26	47	73	3	8
10 月	7	68	75	1	1
11 月	9	45	54	1	1
12 月	9	27	36	0	0
1 月	12	44	56	1	1
2 月	15	103	118	5	6
3 月	12	25	37	2	4
合計	123	577	700	22	35

* 土日、夜間を含む。

* 午前、午後、夜間を各々コマとして集計。

* 消費者団体とは登録消費者団体で、令和7年度は7団体。

* 市等とは、消費生活センター、産業振興課他、商工会館内各事務所、市役所各課。

V. 消費生活相談の概要

消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する契約上のトラブルや、品質、安全性など、消費生活における様々な相談に相談員が対応している。

実施機関	武蔵野市消費生活センター
人員配置	相談員 4 名
受付時間	毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前 9 時～午後 4 時

1 相談の受付状況

令和 7 年度(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)に寄せられた相談件数は 1,376 件で、前年度(1,130 件)と比べて 246 件(対前年比 121.8%)増加した。相談の方法は、来所によるものが 95 件(6.9%)、電話によるものが 1,259 件(91.5%)、その他(メール等) 22 件(1.6%)となっている。(表 1)

表1 方法別相談受付件数と割合

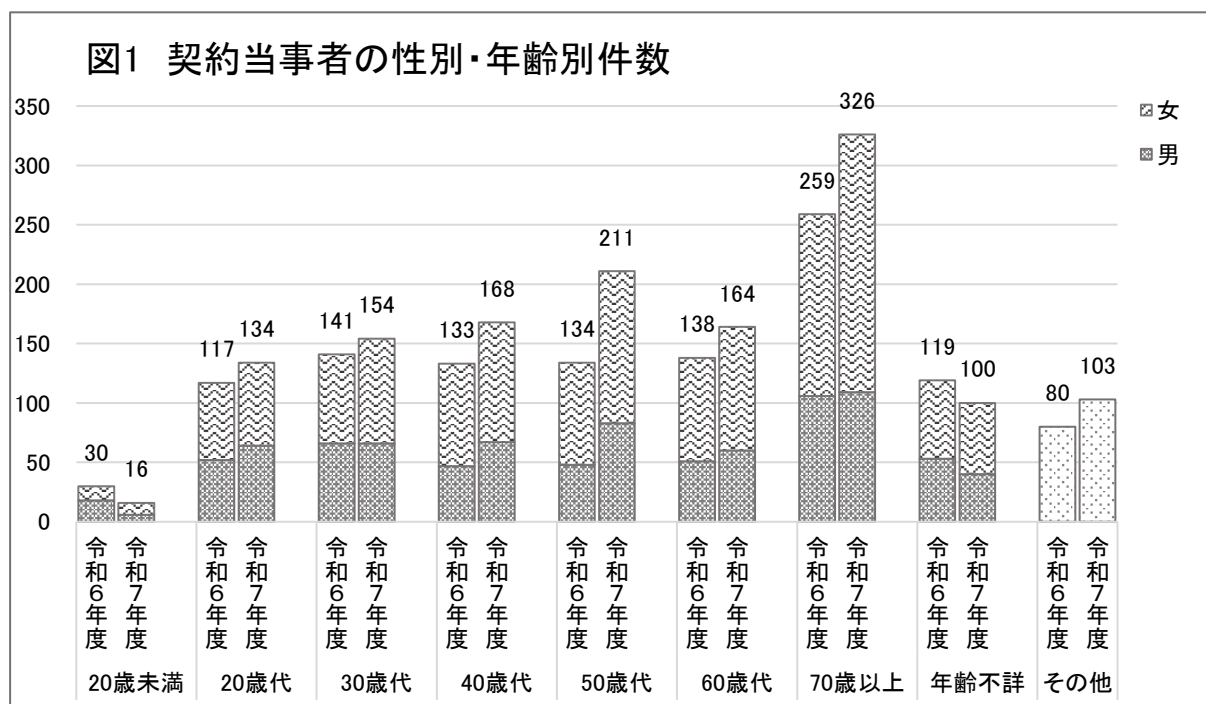
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
来所	69 (5.9%)	97 (8.0%)	97 (7.8%)	86 (7.6%)	95 (6.9%)
電話	1,096 (93.5%)	1,114 (91.5%)	1,134 (91.7%)	1,031 (91.2%)	1,259 (91.5%)
その他	7 (0.6%)	6 (0.5%)	5 (0.4%)	13 (1.2%)	22 (1.6%)
計	1,172	1,217	1,236	1,130	1,376

契約当事者の属性を性別でみると、女性が 778 件(56.5%)を占め、男性 495 件(36.0%)を上回っている。(表 2) なお、以下の集計は、契約当事者(契約した人、勧誘を受けた人など)を対象に行ったものである。

表2 男女別相談受付件数と割合

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
男	430 (36.7%)	415 (34.1%)	486 (39.3%)	428 (37.9%)	495 (36.0%)
女	586 (50.0%)	614 (50.5%)	654 (52.9%)	622 (55.0%)	778 (56.5%)
無回答・団体等	156 (13.3%)	188 (15.4%)	96 (7.8%)	80 (7.1%)	103 (7.5%)
計	1,172	1,217	1,236	1,130	1,376

契約当事者を年代別にみると、昨年度までと同様 70 歳以上の高齢者の相談が最も多く（326 件）、前年比 127.3%と増加し、相談件数全体の 23.7%を占めている。20 歳代以上はどの年代も前年から相談件数が増加しているが、増加率では 50 歳代が最も高くなっている。（図 1）



※「その他」とは、「契約当事者の年齢・性別が不明なもの」と「事業

表3 販売形態別相談件数

（単位:件）

販売形態 \ 年度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	7 年度
全相談件数（a）		1, 172	1, 217	1, 236	1, 130	1, 376
店舗購入		256	273	281	244	293
無店舗販売・購入	訪問販売	96	90	108	109	102
	通信販売	437	457	474	407	490
	電話勧誘販売	25	24	44	55	60
	マルチ・マルチまがい取引	8	6	1	4	7
	ネガティブ・オプション	0	0	7	5	9
	訪問購入	11	11	11	14	13
	その他無店舗販売	12	11	13	19	12
	小計（b）	589	599	658	613	693
	(b) / (a) × 100	50. 3%	49. 2%	53. 2%	54. 2%	50. 4%
不明・無関係		327	345	297	273	390

販売方法別に相談件数をみると、「店舗購入」によるものが 293 件で全体の 21.3%であった。対して「無店舗販売・購入」（訪問販売、通信販売他）は 693 件（50.4%）であり、昨年より約 4 %減となったもののおよそ半分を占めている。「無店舗販売・購入」の内訳を

みると、昨年同様「通信販売」が490件と最も多く、内訳の一位を占めている。次いで「訪問販売」が102件、昨年同様の「電話勧誘販売」が60件と続いた。（表3）

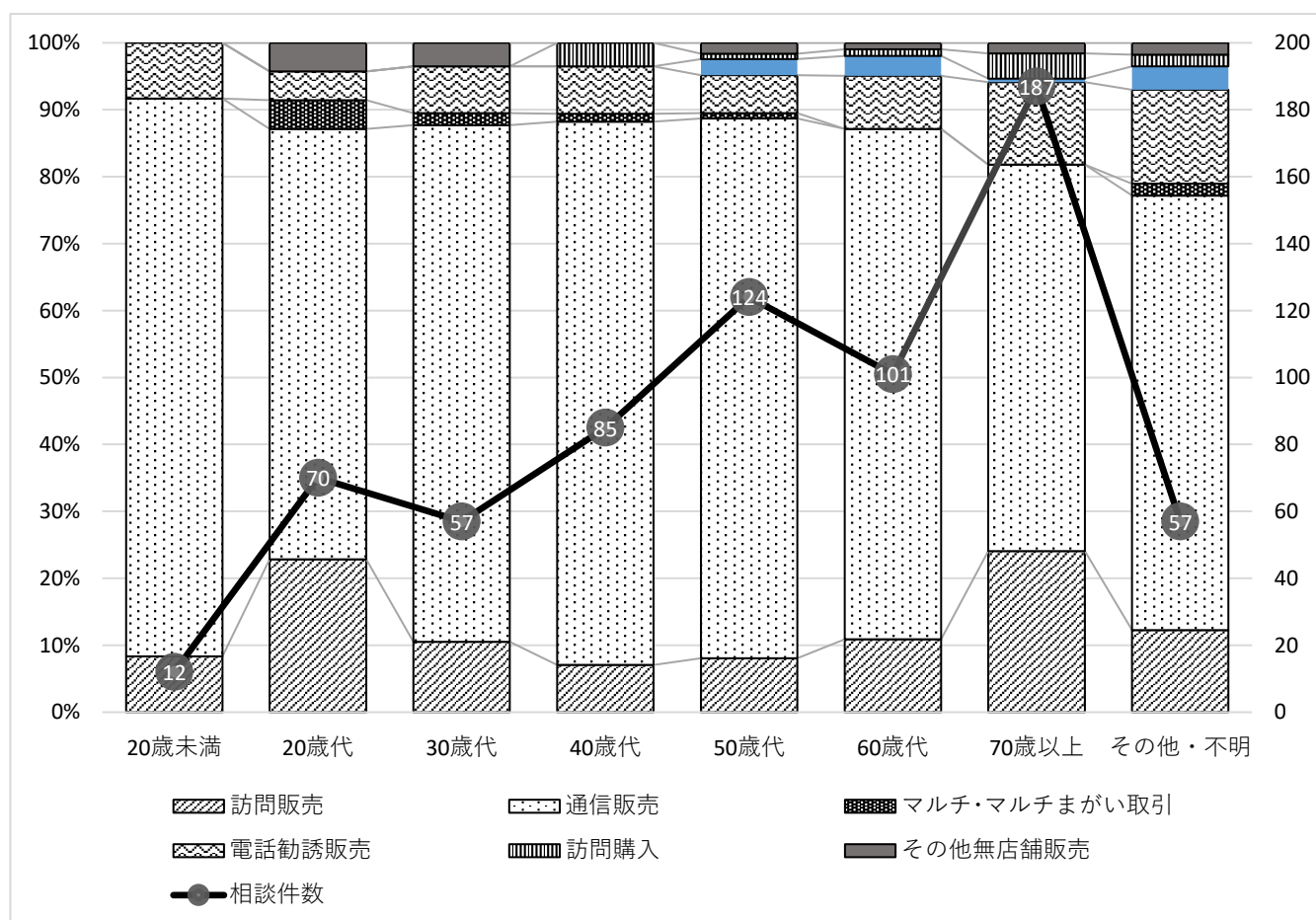
なお、この分類における「店舗購入」とは、単に店舗で商品を購入したというものだけではなく、店舗で契約した英会話やエステ等の役務や消費者金融での借金、不動産賃借なども含まれる。

また、「訪問販売」の件数には、キャッチセールスやアポイントメントセールスで契約した場合も含まれ、光回線サービスの乗り換え勧誘や、屋根工事等の勧誘に関する相談が寄せられている。

「無店舗販売・購入」において販売方法別に年齢の内訳をみると、「通信販売」がどの年代でも相談の多くを占めている。SNSや動画投稿サイト、検索サイトなどに表示される「お試し〇円」、「初回無料」という広告を見て、気軽に申し込んだところ、2回目以降が高額な定期購入だったなどの相談が今年度も多く寄せられている。

また、年代別の比較では、比較的家に多いことが多く70歳以上において「訪問販売」は昨年同様多数を占めている。また、50歳代の「訪問販売」の割合が昨年より増加した。（図2）

図2 年代別無店舗販売・購入相談割合・相談件数（令和7年度）



2 商品・役務(サービス)分類別及び相談内容別の相談件数

(1) 商品・役務(サービス)大分類別の相談件数

表4 商品・役務大分類別相談件数の推移

単位：件

相談分類及び相談内容		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
商品	商品一般（架空請求、DM広告等）	63	78	78	82	④106
	食料品（食料品一般、健康食品等）	58	68	72	80	65
	住居品（電化製品、冷暖房機器、寝具等）	60	57	56	50	69
	光熱水品（電気、ガス、水道等）	25	26	23	20	21
	被服品（衣類、アクセサリ等）	75	84	69	67	90
	保健衛生品（化粧品、医療器具、マスク等）	⑤77	③97	75	66	85
	教養娯楽品（パソコン、学習教材等）	②102	⑤89	①125	62	93
	車両・乗り物（自転車、自動車等）	11	20	20	11	11
	土地・建物・設備（マンション・戸建住宅等）	34	33	38	43	51
	他の商品	3	0	3	4	3
	小計	508	552	559	485	594
役務	クリーニング	10	6	10	7	6
	レンタル・リース・貸借（賃貸アパート等）	③81	76	70	⑤83	③112
	工事・建築・加工（屋根工事、リフォーム等）	34	69	67	46	42
	修理・補修（水廻り、電化製品等）	27	22	20	21	28
	管理・保管 （マンション管理、トランクルーム等）	5	3	4	2	7
	役務一般（複合サービス会員等）	1	9	11	9	4
	金融・保険サービス （生命保険、サラ金、暗号資産等）	63	57	60	49	85
	運輸・通信サービス （引越、電話関連サービス等）	①208	①107	④92	②100	④106
	教育サービス（塾、家庭教師等）	7	4	8	4	7
	教養・娯楽サービス （旅行、語学教室、資格講座、娯楽等情報 配信サービス、出会い系サイト、オンライン ゲーム等）	58	②104	③105	③98	②118
	保健・福祉サービス （エステ、老人福祉サービス、シロアリ駆 除等）	70	⑤79	⑤91	④86	⑤104
	他の役務（外食・冠婚葬祭・他サービス等）	③81	④82	②111	①116	①131
	内職・副業・ねずみ講 （パソコン内職、モデル内職等）	6	13	8	7	7
	他の行政サービス（住民票・運転免許等）	22	7	7	4	4
	小計	673	638	664	632	761
他の相談（相隣関係・しきたり）		32	26	13	13	21
総件数		1,261	1,333	1,172	1,236	1,376

※ 分類は独立行政法人国民生活センター「商品・役務等別分類」による

※ ①～⑤は順位

下記は商品・役務大分類別にみた相談件数の第1位から第5位までについての詳細の内容である。今年度は全体の相談件数が前年比121.8%だったため、記載した全ての項目で件数の増加があった。

第1位 他の役務（131件）に関する相談は、前年比112.9%の増加である。（前年1位）

突然の電話や訪問で給湯器や水道メーターの無料点検と言って業者が訪ねてきて契約等をしてしまったという相談が50代～90代まで多く入った。給湯器などの点検商法は毎年相談が多く寄せられるため、市報等で注意喚起を行った。30代未満の若年層からは鍵の開錠やぼったくりバー等での高額な支払いについての相談が入った。質問サイトや占いサイトのサブスクリプション契約の相談も年代を問わず多かった。

第2位 教養・娯楽サービス（118件）は前年比120.4%で増加した。（前年3位）

授業料を支払って受講する各種の習い事の相談が全体の3割を占めた。

娯楽等情報配信サービスに関する相談は例年同様多く、そのほとんどがインターネット経由での申込みであった。また、海外OTAサイトを通じたオンライン申込みの海外旅行の宿泊や航空券のトラブルに関する相談も増加した。18歳未満のオンラインゲームの課金に関する相談は少数ながらもあり、未成年取り消しを求められるがプラットフォームが返金に応じないケースも年々増えている。

第3位 レンタル・リース・賃貸（112件）は、前年同期比134.9%で増加。（前年5位）不動産賃貸借に関するものが9割以上を占め、特に賃貸住宅の退去時に多額の修繕費を請求されたなど、原状回復費用にめぐるトラブルが多い。家賃の値上げに関する相談も増加した。

第4位 通信・運輸サービス（106件）は前年比106.0%で増加した。（前年2位）

インターネット通信サービスの相談が年代を問わず最も多く、中でも光回線の契約、解約に関する相談多くを占めた。次いで移動通信サービスの相談の中では携帯電話の料金に関する相談が多かった。全年代で相談件数は増加傾向にあった。

第4位 商品一般（106件）前年比129.3%で増加した。（前年6位）

カードへの不明な請求、料金未納等の不審な電話や迷惑電話、フィッシングメール等の問い合わせが多く入った。これらは消費者のメールアドレスや電話番号に相手が直接接触してくるものになり例年増加傾向にある。

前年4位だった保健・福祉サービスは今年度第6位だった。6位ではあるものの、脱毛エステ（倒産）、美容医療、害虫駆除等の相談は104件と昨年の86件よりも増加した。

なお、本統計は独立行政法人国民生活センターの管理する全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）による相談情報データベースにより行っているが、令和3年度に商品・役務分類の変更があり、年度推移の単純比較ができなくなっている項目がある。

次の表5は表4の商品・役務大分類別相談件数を、さらに年代別商品・役務中分類別に集計し、上位の相談件数を記載したものである。

表5 年代別商品・役務別件数(上位5位)

順位	20歳未満	件数	20歳代	件数	30歳代	件数	40歳代	件数
1	教室・講座	2	レンタル・リース・貸借	14	レンタル・リース・貸借	30	レンタル・リース・貸借	20
2	娯楽等情報配信サービス	2	医療	14	教室・講座	8	教室・講座	14
3	他の教養・娯楽	2	理美容	10	医療	8	役務その他	9
4	商品一般	1	役務その他	9	郵便・貨物運送サービス	7	商品一般	7
5	健康食品	1	インターネット通信サービス	8	修理・補修	6	工事・建築・加工	7

順位	50歳代	件数	60歳代	件数	70歳以上	件数
1	レンタル・リース・貸借	17	役務その他	16	役務その他	36
2	商品一般	16	商品一般	12	商品一般	28
3	役務その他	12	健康食品	9	化粧品	22
4	化粧品	11	化粧品	7	工事・建築・加工	17
5	医療	9	レンタル・リース・貸借	6	他の金融関連サービス	17

例年、20歳代から60歳代で多くみられるレンタル・リース・貸借に関する相談は、前年同期比134.9%で3年ぶりに増加し、商品・役務別相談件数の第1位となった。例年多くの相談が寄せられる脱毛エステ、エステティックなどの『医療』、『理美容』に関するものは、今年度も増加傾向にあり、20～30歳代で多くを占めた。

また昨年同様60～70歳以上で1位の「役務その他」では、給湯器の点検、修理などが含まれ、販売購入形態のうち、相談者宅に業者がアプローチする訪問販売、電話勧誘販売の割合が多く、いずれも高齢者からの相談は多いが今年度は20代、40代、50代でも同様の相談が見られた。被害額が大きいので、高齢者の場合は周囲の見守り、それ以外の年代では消費生活センターへの早急な入電を促す啓発活動が重要である。

(2) 内容別分類相談件数

寄せられた相談を内容別分類でみると、昨年同様「契約・解約」に関する相談が1番多く、全相談件数の8割を超えている。次に多いのが「販売方法」に関する相談で53.9%、以下「接客対応」が30.7%、「品質・機能、役務品質」が14.0%の順である。「接客対応」については、前年より8.6%増加、他はほぼ横ばいか微減であった。

表6 内容別分類相談件数

単位:件

内容別分類	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (%)
安全・衛生	41	33	45	43	45 (3.3%)
品質・機能、役務品質	178	171	177	157	192 (14.0%)
法規・基準	42	41	32	26	34 (2.5%)
価格・料金	136	150	103	134	145 (10.5%)
計量・量目	1	0	1	1	0 (0.0%)
表示・広告	101	118	81	78	57 (4.1%)
販売方法	649	708	675	638	741 (53.9%)
契約・解約	843	899	999	927	1,111 (80.7%)
接客対応	324	340	284	250	422 (30.7%)
包装・容器	0	0	0	0	1 (0.1%)
施設・設備	4	0	3	1	4 (0.3%)
買物相談	6	6	5	7	1 (0.1%)
生活知識	4	1	2	1	3 (0.2%)
その他	21	23	9	13	7 (0.5%)
相談総件数	1,172	1,217	1,236	1,130	1,376 (100.0%)

※相談1件につき内容別分類を4項目まで選択可能なため、合計件数と相談件数は一致しない。

(3) 内容キーワード別相談件数

表7 内容キーワード別相談件数(上位)

単位:件

内容キーワード	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談件数	1,172	1,217	1,236	1,130	1,376
解約	① 391	① 416	① 400	① 310	① 445
インターネット通販	② 329	② 355	② 371	② 307	② 390
返金	③ 194	③ 218	③ 231	③ 213	③ 293
信用性	⑩ 108	111	④ 154	④ 139	126
約束不履行	⑦ 123	⑧ 126	⑤ 148	⑥ 134	⑤ 169
クレーム処理	④ 162	④ 167	⑥ 147	⑧ 123	⑧ 140
連絡不能	⑧ 118	⑥ 130	⑦ 141	94	⑦ 142
クレジットカード	-	83	⑧ 133	102	⑩ 129
不当請求	⑧ 118	⑦ 127	⑨ 131	⑨ 117	④ 171
詐欺	⑩ 108	⑨ 125	⑩ 122	⑦ 129	⑧ 140
高価格・料金	⑥ 129	⑤ 142	116	⑤ 138	⑧ 140
SNS	-	95	108	⑩ 110	⑥ 144
契約書・書面	-	45	99	93	106
返品	-	77	93	-	-
電子公告	81	⑩ 121	91	-	-
家庭訪問	-	-	-	84	-
電話勧誘	-	-	-	84	-
説明不足	-	-	-	-	⑨ 130

※相談件数につき内容キーワードを11項目まで選択可能なため、合計件数と相談件数は一致しない。

※「-」は16位以下でシステム上抽出できない項目である。

各相談の内容をキーワード別に抽出したのが表7である。内容キーワードとは、相談内容に基づいて付与される。「契約・解約」に関するキーワードで、「解約」（1位）、「返金」（3位）が上位になっている。また、「販売方法」に関するキーワードの「インターネット通販」（2位）が上位となっている。上位3位までは昨年同様の項目であり、令和3年度から変わっていない。

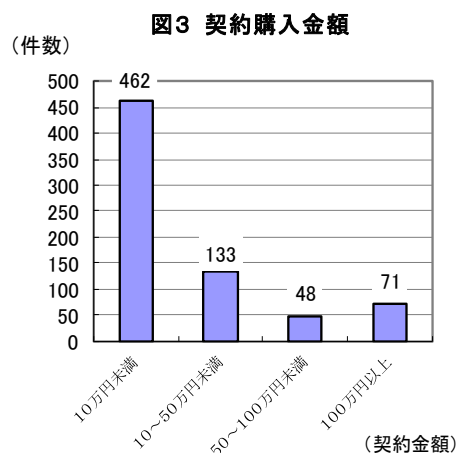
3 契約購入金額

契約購入金額についてみると、「10万円未満」が462件で、相談件数の33.6%を占めている。相談内容としてはインターネット通販によるものが多く、健康食品、化粧品などに関する定期購入やカードへの不明な請求等がこの金額帯に多い。

「100万円以上」は71件で、リフォーム工事や屋根・外構工事、株や金投資、暗号資産などのデリバティブ取引※などについての相談が多い。

「無回答・不明」は662件（48.1%）であった。

※デリバティブ取引とは、金利・為替・株価・商品価格など、特定の「原資産」の価値の変動に基づいて価値が決定される「金融派生商品（デリバティブ）」を売買する取引のこと。



4 処理結果及び救済金額等

相談に応じた処理結果を示したものが表8である。

消費生活センターの業務範囲ではない相談のため、本来の相談機関を紹介したものが「他機関紹介」であり4.5%、自主解決できる可能性がある相談に対し、交渉の方法をアドバイスしたものが「助言（自主交渉）」で70.6%である。「その他情報提供」は、相談に関する一般的な情報を提供したり、参考のために他の機関を紹介したりしたもので8.6%、「斡旋（あっせん）解決」は、センターが相談者と事業者の間に入って斡旋し解決したもので8.6%である。その他、斡旋を行ったが不調に終わったもの1.7%、対応が困難で「処理不能」なもの2.1%、相談対応を不要とする「処理不要」なもの2.5%がある。

相談処理にかかる期間は、71.4%がその日のうちに終了しており、28.3%の相談が継続処理を必要とするものとなっている。

表8 相談処理結果別件数

処理結果	件数	構成比
他機関紹介	62	4.5%
助言（自主交渉）	971	70.6%
その他情報提供	118	8.6%
斡旋解決	135	9.8%
斡旋不調	23	1.7%
処理不能	29	2.1%
処理不要	35	2.5%

処理期間	件数	構成比
即日終了	983	71.4%
継続処理	390	28.3%

※相談件数の合計の差は、年度を超えて継続処理を行っている相談があるため

表9の救済金額とは、センターの斡旋や助言により、回復又は未然防止することができた金額を集計したものである。

表9 救済金額

令和7年度救済金額	12,681,780 円	件 数	103 件
-----------	--------------	-----	-------

※令和8年5月末現在

5 消費者安全法に基づく重大事故等の通知件数

重大事故とは事業者が供する商品・製品、物品・施設・工作物、及び役務により消費者に生命・身体被害が現実には発生している次の事故をいう。

①死亡 ②負傷・疾病であって、治療に要する期間が 30 日以上であるもの又は一定程度の身体の障害が存するもの ③一酸化炭素による中毒

武蔵野市では、令和7年度に消費者庁へ通知した重大事故等の件数は0件、重大事故等以外は0件であった。

—資料—

武蔵野市消費生活センター条例（平成 28 年 4 月 1 日）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、武蔵野市が機関として設置する武蔵野市消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営、情報の安全管理その他センターに関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（位置）

第 3 条 センターの位置は、武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 10 番 7 号とする。

（事務）

第 4 条 センターは、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1） 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務
- （2） 消費生活に係る学習機会の提供及び消費者活動の支援に関すること。
- （3） 消費者ルーム（地域における消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行う団体の使用に供するための施設をいう。）の貸出しに関すること。
- （4） 消費生活に関する図書の貸出しに関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（休業日）

第 5 条 センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 日曜日及び土曜日
- （2） 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで
- （3） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は休業することができる。

（開業時間等）

第 6 条 センターの開業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（消費生活相談の事務を行う時間は、午前 9 時から午後 4 時まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。

(消費生活相談員の配置)

第7条 市長は、消費生活相談の事務を行うため、消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類

及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員としてセンターに置くものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 市長は、第4条各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のため、必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第9条 第4条第2号から第5号までに掲げる事務に従事する職員又はその職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

武蔵野市消費者ルーム管理運営規則（平成 28 年 4 月 1 日）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、武蔵野市消費生活センター（以下「センター」という。）が管理運営を行う消費者ルーム（武蔵野市消費生活センター条例（平成 28 年 3 月武蔵野市条例第 23 号）第 4 条第 3 号に規定する消費者ルームをいう。以下同じ。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（消費者ルーム）

第 2 条 消費者ルームは、講座室、多目的ルーム及びミーティングルームとする。

（使用対象者）

第 3 条 消費者ルームを使用することができる者は、市長が別に定める要件を満たし、かつ、市長による登録を受けた消費者団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、登録団体以外の者に使用させることができる。

（使用時間）

第 4 条 消費者ルームを使用することができる時間は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の申請及び承認）

第 5 条 消費者ルームを使用しようとする登録団体は、市長に対して、使用の日の 6 か月前から前日までに消費者ルーム使用申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）により使用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 市長が特に必要があると認める登録団体以外の者が消費者ルームを使用しようとする場合は、市長に対して、使用の日の 1 か月前から前日までに申請書により使用を申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）をするときは、次条に該当する場合を除き、消費者ルーム使用承認書（第 2 号様式。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

（使用の制限）

第 6 条 市長は、第 3 条の使用対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認をしない。

- (1) 消費者の健全な活動を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 施設の管理上支障があるとき。

（承認の取消し等）

第 7 条 市長は、使用承認を受けた者（以下「使用団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 申請書に記載した使用目的又は承認書に付記した使用条件に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第8条 使用団体等は、使用を終了したときは、直ちに施設及び付帯設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第9条 使用団体等は、施設又は設備を毀損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(武蔵野市消費生活センター規則の廃止)

- 2 武蔵野市消費生活センター規則（平成15年2月武蔵野市規則第5号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

曜日	使用時間		
	午前	午後	夜間
月曜日から金曜日まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	

備考 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までを除く。

武蔵野市消費者団体登録要綱（平成 13 年 7 月 1 日）

最終改正 平成 28 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵野市消費者ルーム管理運営規則（平成 28 年 4 月武蔵野市規則第 66 号）第 3 条に規定する消費者団体（以下「団体」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

（登録の要件）

第 2 条 登録することができる団体の要件は、次のとおりとする。

- （1）消費生活に関する活動を継続的かつ計画的に行う団体であること。
- （2）営利活動、宗教活動又は政治活動を専ら目的とする団体ではないこと。
- （3）団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 団体の構成人員が 5 人以上で、その構成員の 2 分の 1 以上が武蔵野市内に在住、在勤又は在学していること。

イ 団体の主たる活動の場又は事務所を武蔵野市内に有すること。

ウ 団体の代表者が武蔵野市内に在住、在勤又は在学していること。

エ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。

（登録の申請）

第 3 条 登録を希望する団体は、武蔵野市消費者団体登録申請書（兼登録台帳）（第 1 号様式）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）団体規約
- （2）消費者団体役員・会員名簿（第 2 号様式）

（登録の認定）

第 4 条 市長は、前条の規定による申請により、当該団体が第 2 条に規定する要件に該当すると認めたときは、武蔵野市消費者団体として登録し、文書により当該団体に通知する。

2 市長は、当該団体が第 2 条に規定する要件に該当しないと認めたときは、その旨を文書により当該団体に通知する。

（登録の期間）

第 5 条 団体の登録の期間は、登録された日の属する年度の末日までとする。

2 翌年度以降においても登録の継続を希望する団体は、3 月 31 日までに武蔵野市消費者団体登録更新届（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、第 2 条に規定する要件に該当しない場合を除き、更新を認めるものとする。

（登録の変更及び解散）

第 6 条 登録団体は、団体の規約、役員及び事務所等に変更があったとき又は団体を解散したとき若しくは第 2 条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに武蔵野市消費者団体登録変更届（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第 7 条 市長は、登録団体が解散したとき又は第 2 条に規定する要件に該当しないと認めたときは、当該団体の登録を抹消するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年2月7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

武蔵野市消費者団体事業助成金交付要綱（昭和 62 年 1 月 10 日）

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、消費者団体活動の活性化を図るため、消費者団体が実施する講演会及び学習会等（以下「事業」という。）に対し、市が行う助成に関し、必要な事項を定める。

（消費者団体）

第 2 条 この要綱において助成金の交付の対象となる消費者団体とは、武蔵野市消費者団体登録要綱（平成 13 年 7 月 1 日施行）の規定による登録の認定を受けた消費者団体とする。

（助成の内容）

第 3 条 助成の内容は、おおむね次のとおりとする。

（1）講師、指導者等に対する謝礼金。

（2）その他、市長が特に必要と認めたもの。

2 事業に対する助成は、1 団体につき 1 年度に 1 回とし、助成金額は予算の範囲内において、市長が別に定める。

（申請）

第 4 条 助成を受けようとする消費者団体は、武蔵野市消費者団体事業助成金申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、実施日 14 日前までに市長に申請するものとする。

（決定通知）

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、申請書の内容を審査し、助成を決定したときは武蔵野市消費者団体事業助成金決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（事業報告）

第 6 条 消費者団体は、その事業が終了したときは、14 日以内に武蔵野市消費者団体事業助成報告書（様式第 3 号）により市長に報告するものとする。

（助成金の返還）

第 7 条 消費者団体は、申請内容と異なる事業を実施したときは、助成金を返還しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、その限りでない。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和 62 年 1 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年 4 月 14 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 5 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵野市消費者スクール実施要綱（平成 25 年 2 月 8 日）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が開講する消費者スクール（以下「スクール」という。）について、必要な事項を定めるものである。

（スクールの目的）

第 2 条 スクールは、スクールの受講生（以下「受講生」という。）に対し、消費生活に関する講習又は研修会を通じ、自立した消費者に必要な知識、情報等を伝え、受講生が安全で安心な消費生活の実現を図ることができるよう指導することを目的として開講する。

（受講生の資格等）

第 3 条 スクールを受講することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) スクールで行うほぼ全ての講習会に参加できる者
- 2 スクールを受講しようとする者は、市が行う受講生の募集に応募するものとする。
- 3 市は、前項の規定により応募をした者の中から選考により、受講生を決定するものとする。

（受講生の定員）

第 4 条 受講生の人数は、20 名以内とする。

（スクールの開講期間）

第 5 条 スクールは、4 月に開講し翌年 3 月に閉講するものとする。ただし、1 年を数回に分け開講及び閉講することができる。

- 2 スクールは、開講期間中毎月 1 回程度の講習又は研修会を行うものとする。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵野市消費者安全確保地域協議会設置要綱（令和7年4月1日）

（設置）

第1条 高齢者、障害者等消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、高齢者等に係る関係機関相互の連携を強化し、消費者の安全確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、武蔵野市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、別表に掲げる機関並びに職にある者及び職員のうちから実務に携わる者により構成する。

（活動内容）

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 消費者被害の現状などの情報交換及び対策に関する検討
- (2) 地域における消費者被害防止のための見守り活動
- (3) 消費者被害防止の普及及び啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消費者被害防止のため必要と認められる活動

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、市民部産業振興課長をもって充てる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は議題に応じて、関係する機関等に会議への出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、市民部産業振興課消費生活係に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

武蔵野市消費生活センター
武蔵野市在宅介護・地域包括支援センター
警視庁武蔵野警察署
市民部産業振興課長
防災安全部安全対策課職員
健康福祉部生活福祉課職員
健康福祉部高齢者支援課職員
健康福祉部障害者福祉課職員

令和 7 年度の消費者行政

発 行 令 和 8 年 9 月

編集・発行 武蔵野市消費生活センター
(武蔵野市 市民部
産業振興課 消費生活係)

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7
武蔵野商工会館3階

電 話 0422 (21) 2972